

【資料編】

V 航空機

3 厚木飛行場における航空機騒音

資料 58

厚木海軍飛行場騒音規制（昭和38年9月19日合同委合意）

1 飛行時間の規制

- (1) 2200時から0600時までの間、厚木海軍飛行場におけるすべての活動（飛行及びグラウンド・ラン・アップ）は、運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き、禁止される。
- (2) 訓練飛行は、日曜日には最小限にとどめる。

2 規制されたアフターバーナーの使用

厚木海軍飛行場隣接区域の上空を高出力で長く低空飛行することを避けるため、アフターバーナー装備の航空機を操作する操縦士はすべて、厚木海軍飛行場空域内においてできるだけ速やかに離陸・上昇することが要求される。しかしながら、アフターバーナーは、安全飛行状態を持続するために継続して使用しなければならない場合、又は、運用上の必要性による場合を除き、飛行場の境界線に達する前に使用を停止しなければならない。

3 他の飛行場を使用する場合の規制

必要とされる空母着艦訓練及び反射鏡利用による着艦訓練の一部を実施するため、厚木海軍飛行場の付属飛行場を使用する場合は、現在厚木海軍飛行場で実施されている適当な諸規則が原則として適用される。

4 飛行方法の規制

- (1) 離陸及び着陸の間を除き、航空機は、人口稠密地域の上空を低空で飛行しない。
- (2) 航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で、高音を発する飛行を行ったり、あるいは、他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない。
- (3) 航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションは、その限りではない。上記は、合衆国海軍が指定された空対空訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には適用しない。
- (4) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）及び反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は、（場周）経路にあっては2機に制限される。
- (5) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）の巡航速度は、1マッハ以下にとどめる。

5 飛行高度の規制措置

- (1) 離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）のための航空機は、平均海面800フィート以下は通らない。
- (2) 管制塔員は、同飛行場の場周経路（トラフィックパターン）上の航空機を目視監視を行う。これは、管制塔員を有するすべての空港における標準的な運航方法である。

6 ジェットエンジン試運転時間の制限

運用能力又は態勢がそこなわれる場合を除き、ジェットエンジンは、1800時から0600時までの間、試運転されない。

7 消音器の使用

- (1) ジェットエンジンテストスタンド又はテストセル地区におけるジェットエンジンテストの実施にあたっては、厚木海軍飛行場は、実行可能なできるだけ早い時期に効果的な消音器を装備し、それを騒音減衰のために使用する。
- (2) エンジンテストを行うために、既存のジェットエンジンテストセル地区のほとんどが使用されることが望まれる。

8 ヘリコプター飛行区域の限定

ヘリコプターは、厚木海軍飛行場が設定した発着ルートを飛行する。ただし、この制限は、緊急の目的又は年間定期行事に際してデモンストレーションのため飛行する場合には適用しない。

9 操縦士の教育

すべての操縦士は、周辺社会に多くの影響を与えている航空機騒音問題について、できるだけ多くの機会に、十分な教育を受けるものとする。

10 騒音対策委員会の設置

すべての可能な方法が検討されることを確保するため合衆国軍構成員からなる騒音対策委員会を設置する。

11 広報活動

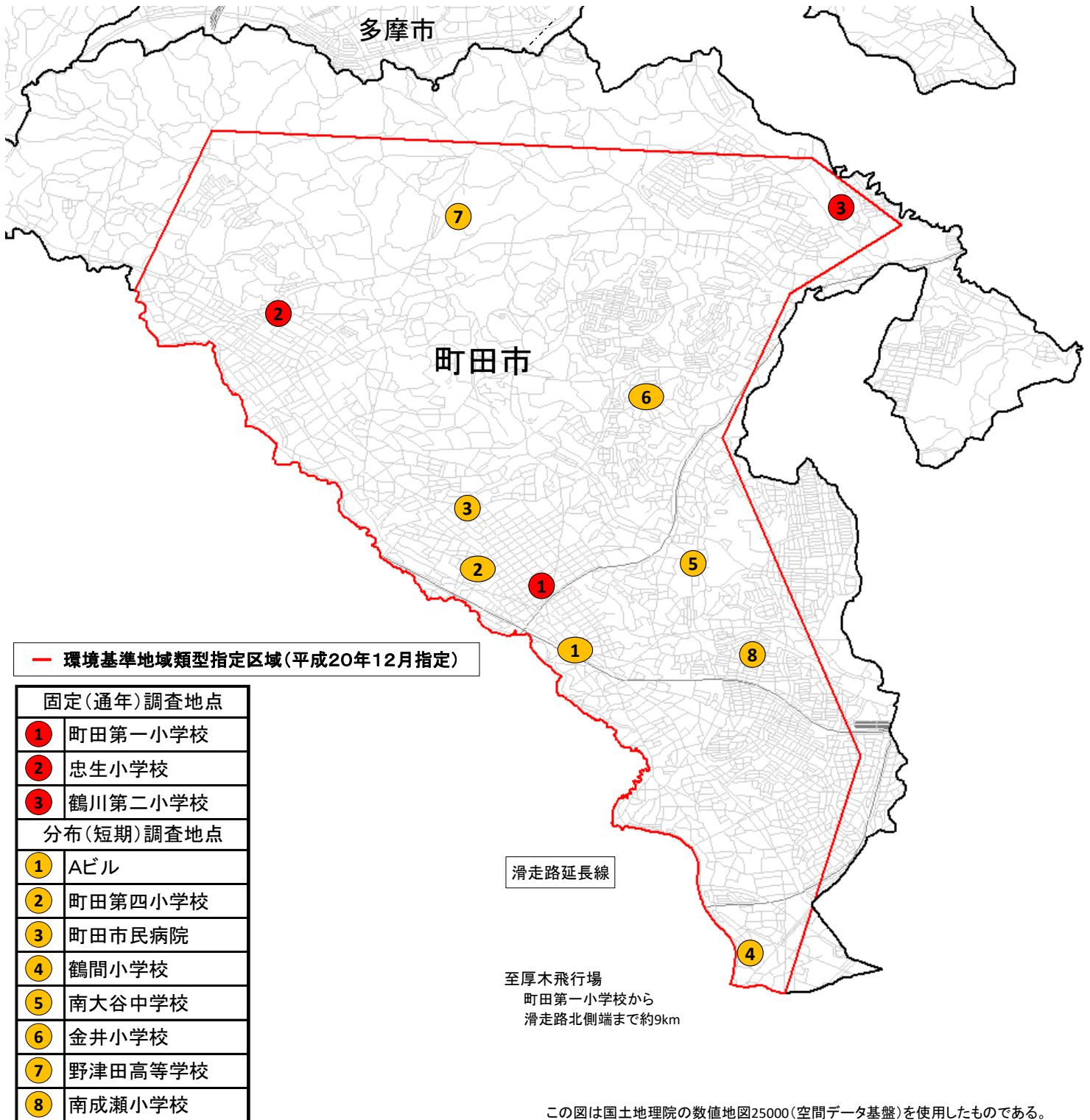
騒音抑制に関するすべての様相及び即応性のある軍隊の必要性について周辺の住民に知ってもらうよう、あらゆる機会を利用する。

12 情報の提供

- (1) 厚木海軍飛行場司令官は、現地の騒音問題について地元当局又は地元住民と連絡をとる場合は、事前に座間防衛施設事務所に通報するよう努力する。
- (2) 今後、厚木海軍飛行場司令官と日本政府（防衛施設庁）の代表者は航空機騒音軽減のための新装置又は方法についての情報を入手次第交換することとする。
- (3) 年に1回、通常7月1日頃、厚木海軍飛行場司令官は、日本政府からの要請を受けた上で、過去12カ月間の厚木海軍飛行場における四半期毎の平均月間離着陸回数を示す4つの数字を提供する。要求があれば、厚木海軍飛行場の附属飛行場についても同様な統計数字を提供する。

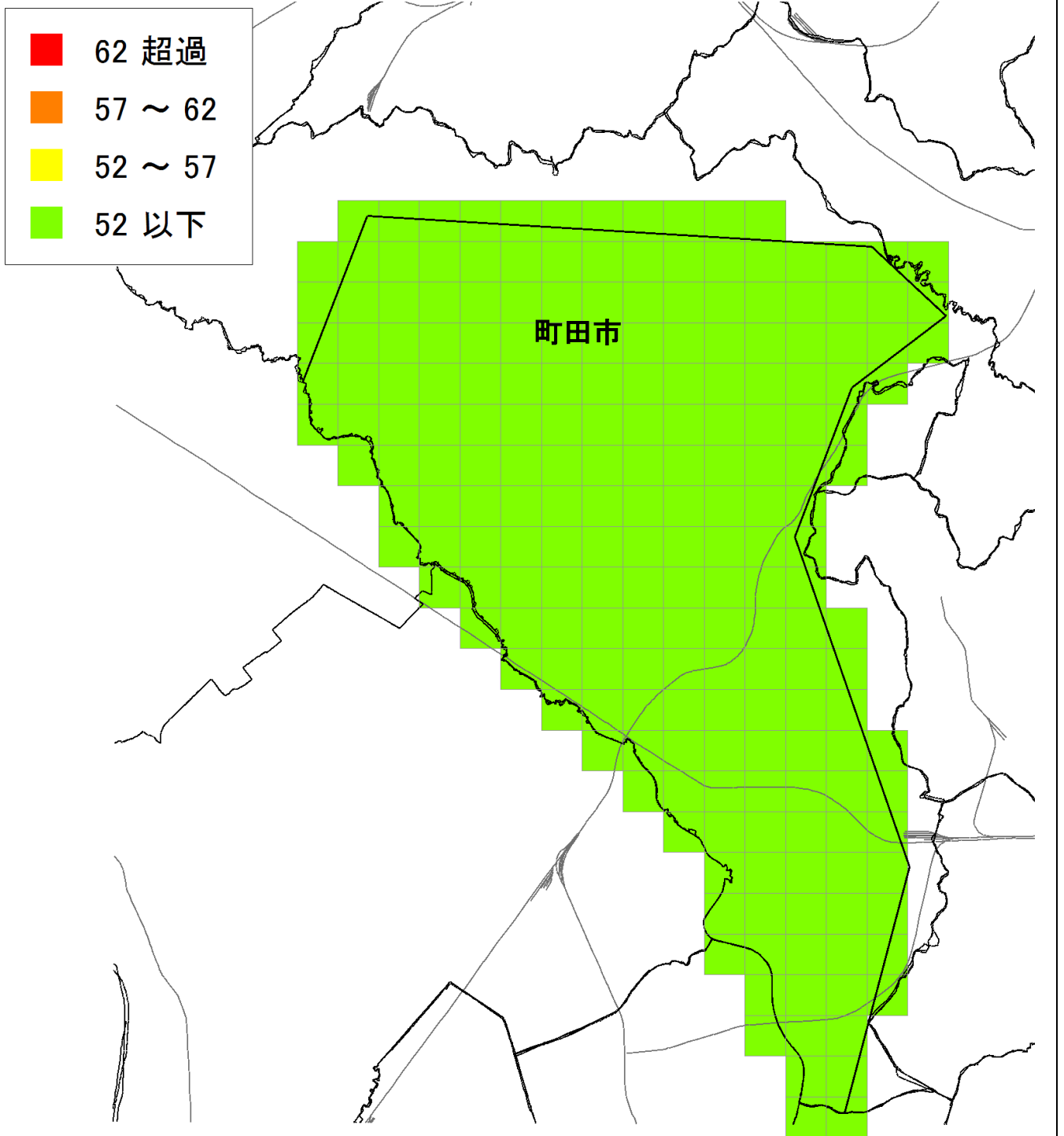
資料59

厚木飛行場騒音調査地点図



資料 60

厚木飛行場周辺の騒音状況（Lden）



この図は国土地理院の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用したものである。

資料 61

令和 6 年度町田市固定調査地点での航空機騒音の年間平均値

調査地点	地域 類型	L d e n (dB)	W E C P N L	騒音発生回数		環境 基準
				(回／日)	(回／年)	
町田第一小学校	Ⅱ	4 6	6 0	3 . 3	1, 208	○
忠生小学校	I	4 1	5 4	1 . 2	420	○
鶴川第二小学校	I	4 0	5 2	1 . 1	415	○

- (注) 1 環境基準 (L d e n) の基準値は I 類型 (住居系地域) が L d e n 57dB 以下、
Ⅱ 類型 (その他の地域) が L d e n 62dB 以下となっており、達成が○、未達成
が×である。
- 2 W E C P N L は参考値である。
- 3 騒音発生回数は、騒音が 70 デシベルを 5 秒間以上超えたものを集計した。

資料 62

町田市固定調査地点の L d e n 及び W E C P N L の推移

	調査地点	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
L d e n (d B)	町田第一小学校	4 6	4 8	4 7	4 7	4 6
	忠生小学校	4 0	4 2	4 3	4 2	4 1
	鶴川第二小学校	4 1	4 1	4 2	4 2	4 0
W E C P N L	町田第一小学校	5 9	6 3	6 1	6 1	6 0
	忠生小学校	5 3	5 5	5 5	5 5	5 4
	鶴川第二小学校	5 3	5 4	5 5	5 5	5 2

- (注) 1 W E C P N L は参考値である。

資料 63

町田市分布調査地点でのL d e n及びWECPNLの実測値及び推定値の推移

L d e nの実測値及び推定値の推移

調 査 地 点	類 型	2 年 度		3 年 度		4 年 度		5 年 度		6 年 度	
		実測値	推定値	実測値	実測値	推定値	実測値	実測値	推定値	実測値	推定値
Aビル	Ⅱ	48	48	47	49	48	48	44	48	45	47
町田第四小学校	I	43	43	45	47	45	45	43	47	43	45
町田市民病院	I	41	41	42	45	43	44	41	45	42	43
南大谷中学校	I	41	41	41	44	43	44	41	45	40	42
金井小学校	I	45	45	43	46	46	45	43	47	43	45
野津田高等学校	I	39	39	41	42	40	40	40	44	40	41
南成瀬小学校	I	39	39	39	41	39	39	38	42	38	39
鶴間小学校	I	39	40	41	44	40	39	40	42	40	41

(注) 1 網かけは環境基準超過を示している。

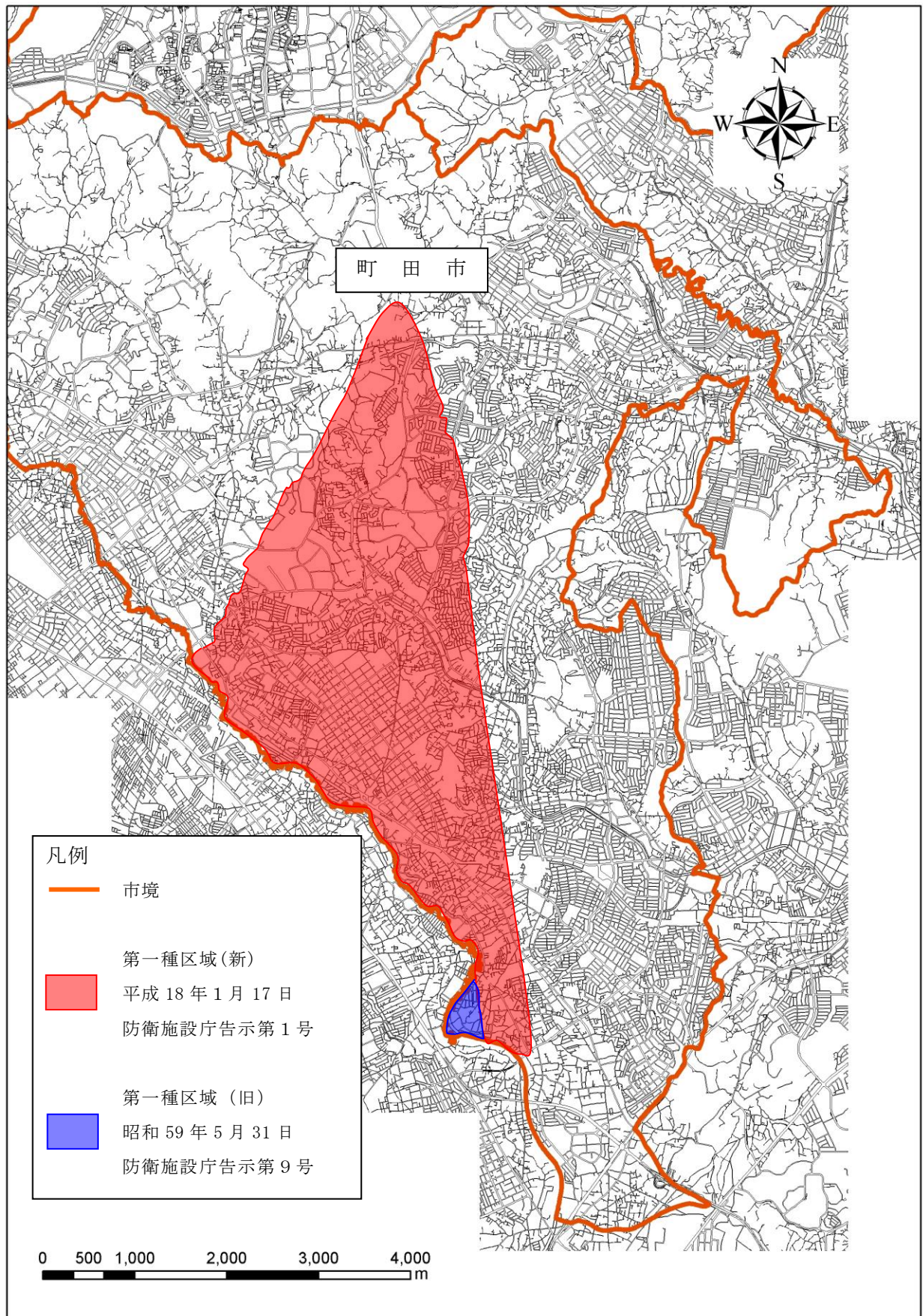
WECPNLの実測値及び推定値の推移

調 査 地 点	類 型	2 年 度		3 年 度		4 年 度		5 年 度		6 年 度	
		実測値	推定値	実測値	実測値	推定値	実測値	実測値	推定値	実測値	推定値
Aビル	Ⅱ	62	62	61	65	61	62	58	62	59	61
町田第四小学校	I	56	56	57	61	58	59	56	61	57	58
町田市民病院	I	54	54	55	59	56	57	54	59	56	57
南大谷中学校	I	53	53	53	57	54	55	54	59	53	55
金井小学校	I	58	58	57	61	58	58	56	60	56	58
野津田高等学校	I	52	52	52	54	54	54	52	57	52	54
南成瀬小学校	I	50	51	51	55	51	51	52	56	51	53
鶴間小学校	I	52	52	53	57	52	52	52	54	52	54

「令和6年度 航空機騒音調査結果報告書」(東京都環境局) より

資料 64

厚木飛行場周辺の住宅防音工事助成対象区域図（都内分）



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。

資料 65

町田市における住宅防音工事補助事業実績

(単位：世帯)

種 別	平成 2～令和元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	合 計
新規	27,164	510	1,008	398	468	504	30,052
追加	137	3	4	248	2	6	400
特定新規	2	0	0	0	0	0	2
特定追加	0	0	0	0	0	0	0
建替	13	0	0	0	0	0	13
防音区画改善	970	104	43	14	15	31	1,177
合計	28,286	617	1,055	660	485	541	31,644

(注)

- 1 新規とは、防衛省告示により区域指定された日に現に所在する住宅に対して初めて実施する防音工事で、4を除く。追加とは、新規防音工事を実施した住宅を対象に行う防音工事で、4を除く。
- 2 特定新規とは、第一種区域の指定基準値を段階的に拡大し区域指定してきたことにより生じた不均衡（外側の区域ほど内側の区域よりも新しい住宅まで対象になってしまう、いわゆるドーナツ現象）を是正するため、昭和 59 年 5 月 31 日までに告示された区域において、昭和 61 年 9 月 10 日までに建設された住宅を対象に実施する防音工事で、1、3 及び 4 を除く。特定追加とは、特定新規を実施した住宅を対象に行う防音工事で、4を除く。
- 3 建替とは、区域指定告示の際に所在していた住宅を区域指定告示日後に建て替えた又は建て替える住宅を対象とする防音工事
- 4 防音区画改善とは、バリアフリー住宅・フレックス対応住宅及びこれ以外の住宅で、身体障害者や要介護者等が居住する住宅を対象に、台所、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画とする防音工事で、3を除く。厚木（町田市）における実績は平成 18 年度から。

(北関東防衛局より情報提供)

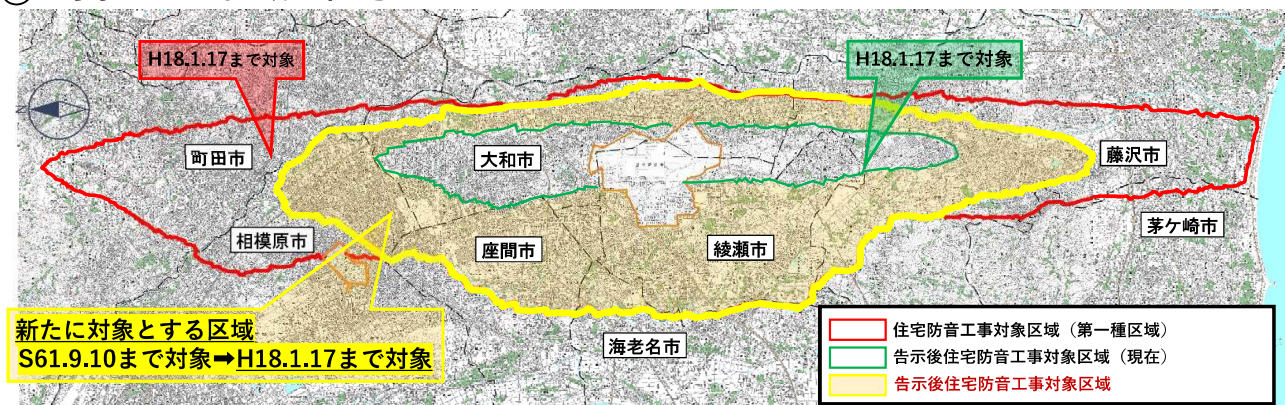
資料66

R7.12.22

厚木飛行場に係る告示後住宅の防音工事について

厚木飛行場周辺における 75W以上85W未満の区域（下図の黄色の範囲）に所在する住宅に対する防音工事は、これまで昭和61年9月10日までに建設された住宅を対象として実施していましたが、今般、平成18年1月17日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事を実施することとしました。

○ 対象となる区域・住宅



対象となる区域	対象となる住宅	
町田市金森5丁目及び6丁目	旧	昭和61年9月10日までに建築された住宅
	新	平成18年1月17日までに建築された住宅

○ 希望届受付期間：令和8年2月2日（月）から開始

- 新たに対象となる告示後住宅の防音工事の実施は、希望届の先着順ではなく、一定の期間内に受付した希望届を建築年月が古い順に実施します。

※ 希望届受付期間は、令和9年秋頃までを予定。

○ 防音工事を希望される方について

- 住宅防音工事を希望される方は、「住宅防音工事希望届」に必要な事項を記入又は入力の上、郵送又は電子メールにて北関東防衛局企画部住宅防音課へ提出してください。

※ 神奈川県所在自治体については、南関東防衛局企画部住宅防音第1・2課(TEL：045-211-7113)にお問い合わせください。

○ 住宅防音工事希望届について

- 当局ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/kichi-syuhon/sesaku/zyuubou>)



【希望届の提出・問い合わせ先】

〒330-9721 さいたま市中央区新都心2-1

北関東防衛局 企画部 住宅防音課

TEL：048-600-1821

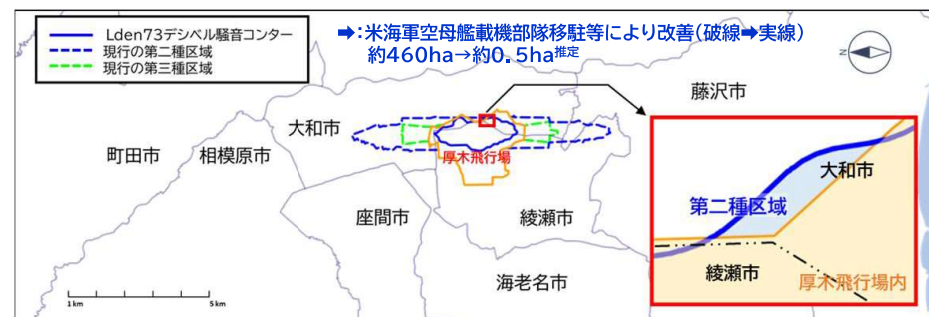
厚木飛行場周辺の第一種区域等の見直し

令和7年12月
防衛省

1. 経緯

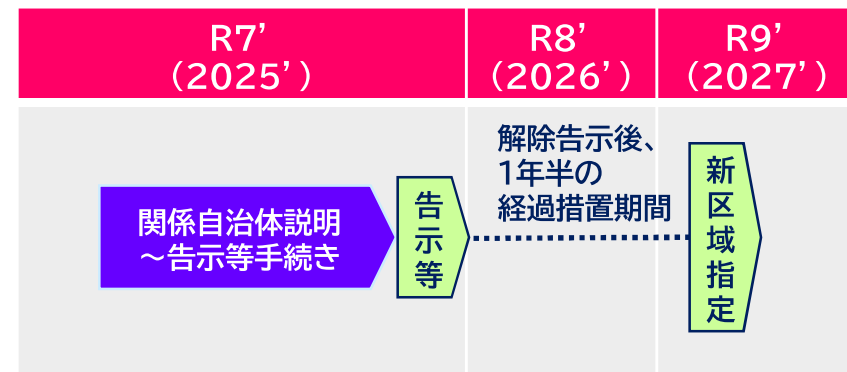
- 厚木飛行場においては、平成18年の第一種区域等の指定の後、米海軍空母艦載機部隊の岩国への移駐の完了(平成30年)等により、騒音状況が変化。
- 令和4年、関係自治体へ説明の上、第一種区域等を騒音の実態に即して見直すために必要な騒音度調査を開始し、騒音状況を反映した騒音コンターを作成。
(騒音度調査は令和6年12月まで実施)

2. 調査結果(騒音コンター)等



3. 今後の動き

関係自治体への説明を実施後、告示等を行い、令和9年度秋頃、新たな第一種区域等を指定(適用)予定。



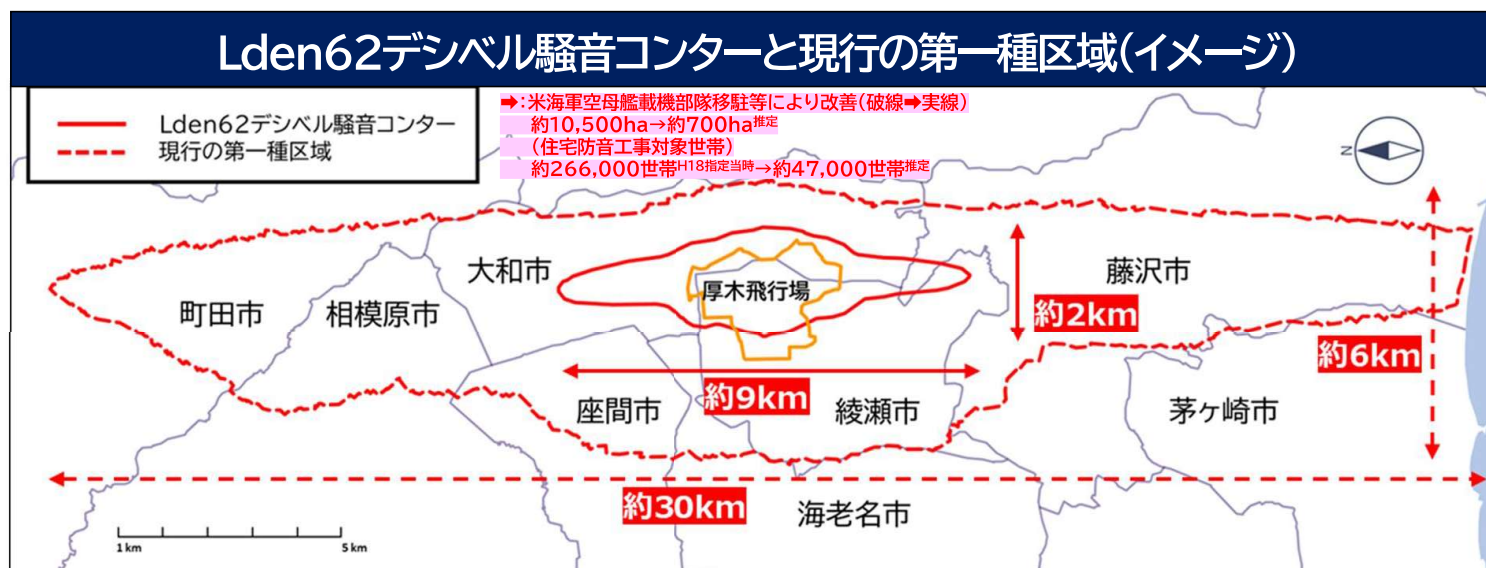
◆調査結果の概要①

■第一種区域(住宅防音工事対象区域)(Lden62デシベル以上:WECPNL75以上)

- Lden62デシベル騒音コンターの範囲は、米海軍空母艦載機部隊移駐等の影響により、平成18年1月に告示した現行の第一種区域と比べて、南北が約30kmから約9kmへ減少、東西が約6kmから約2kmへ減少、面積は、約10,500haから約700haへ縮小しています。

【対象区域面積及び世帯数】

- ・現行の第一種区域 : 約10,500ha 約266,000世帯※H18指定当時
(令和7年度待機世帯解消見込み)
- ・Lden62デシベル騒音コンター: 約 700ha ※推定 約 47,000世帯※推定



◆調査結果の概要②

■第二種区域(移転措置事業対象区域)(Lden73デシベル以上:WECPNL90以上)

- Lden73デシベル騒音コンターの面積については、第一種区域と同様に米海軍空母艦載機部隊移駐等の影響により、平成18年1月に告示した現行の第二種区域と比べ、約460haから約0.5haへ縮小しています。

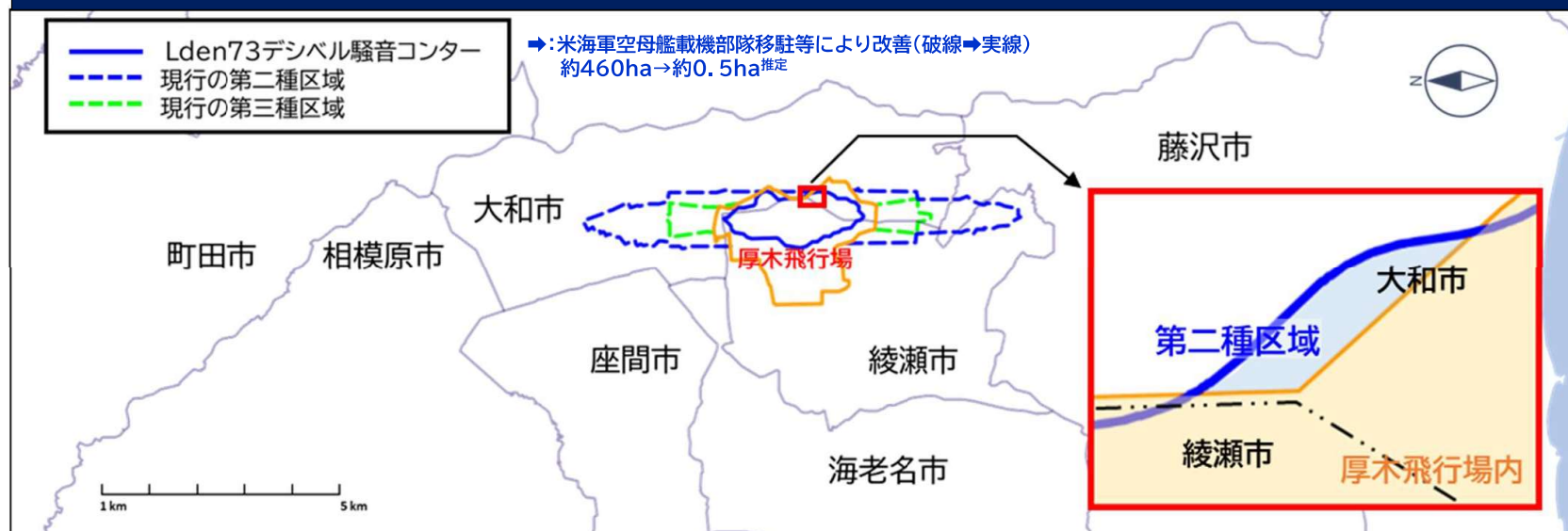
■第三種区域(緑地帯整備対象区域)(Lden76デシベル以上:WECPNL95以上)

- Lden76デシベル騒音コンターについては、すべて基地内に包含されています。

【対象区域面積】

- | | | | |
|-------------------|-------------|-------------------|---------|
| ・現行の第二種区域 | :約460ha | ・現行の第三種区域 | :約113ha |
| ・Lden73デシベル騒音コンター | :約0.5ha ※推定 | ・Lden76デシベル騒音コンター | :基地内に包含 |

Lden73デシベル騒音コンターと現行の第二種区域及び第三種区域(イメージ)



◆第一種区域等の見直しにおける取組①

■指定再告示方式

- 住宅防音工事は、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域の指定(告示)の際、現に所在する住宅を対象に実施しています。(移転措置事業も同様)
- 今般の第一種区域等の見直しに当たっては、現行の第一種区域等をすべて解除(廃止)し、新たな第一種区域等を指定する「指定再告示方式」を採用します。
- 指定再告示方式により、新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建設された住宅のすべてが住宅防音工事の対象となります。(移転措置事業も同様)
- なお、今般の区域見直しに併せて、旧法(旧防衛施設周辺の整備等に関する法律)により指定された、いわゆる「みなし区域」についても解除(廃止)します。(移転措置事業のみ)

■経過措置

- 現行の第一種区域等の解除(廃止)に当たっては、経過措置として、一定の期間(約1年6か月)の周知期間を設けて、現在、補助対象となっている住宅に対する防音工事の希望届を受け付けます。(移転措置事業も同様)
- この期間中に希望届を受け付けた住宅については、現行の第一種区域が解除(廃止)された後も現行の工事内容で防音工事を実施します。(移転措置事業も同様)

■外郭防音工事

- 現在、厚木飛行場周辺においては、騒音の著しい85W以上の区域において、外郭防音工事(居住人数に関わらず、住宅の家屋全体を対象に防音工事を行う工事)を実施しているところです。
- 今般の第一種区域の見直し後においては、新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建設された住宅のすべてに対して、外郭防音工事(新工法)で実施します。

◆第一種区域等の見直しにおける取組②

■放送受信事業の助成対象区域見直し

- 放送受信事業は、厚木飛行場周辺の助成対象区域において、NHK放送の受信契約者に対し、放送受信料の半額相当を補助する事業です。
- 今般の第一種区域等の見直しに合わせて、現行の助成対象区域をすべて解除(廃止)し、新たな第一種区域と同じ区域に見直すこととしています。
- 放送受信事業については、新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日において、住居に設置した受信機に係る放送受信契約を締結している者が対象(※)となります。
 - ※ 新たな区域の適用日以降に新たな区域に転入された放送受信契約者、また、新たな区域に所在し、過去に住宅防音工事を実施した住居に設置した受信機に係る放送受信契約者については、対象外となります。
- 現行の助成対象区域の解除(廃止)に当たっては、経過措置として、住宅防音工事と同様に一定の周知期間(約1年6か月)を設けて、その間は、現行の助成対象区域による補助を継続します。